

## 公益財団法人松山国際交流協会嘱託職員（事務職・中国語）募集要領

公益財団法人松山国際交流協会の嘱託職員を、次のとおり募集します。

1. 採用予定人数 1人

2. 職務内容

国際交流事業に関する業務（一般事務含む）

3. 勤務条件等

①雇用期間：令和7年7月1日から1年間

（ただし、勤務成績が良好な場合は最大2回更新することができます。  
最長、令和10年6月30日まで）

②勤務場所：まつやま国際交流センター（コムズ1階）

松山市三番町六丁目4番地20

③勤務時間等

勤務時間：9時から17時45分まで

\*ただし、業務の繁忙等により時間外勤務あり

休日：基本的に、毎週月曜日（祝日の場合はその翌日以降直近の平日）を含み、1週間ごとの期間に2日、4週間ごとの期間につき8日の休日（週休日（土曜日、日曜日及び祝日が必ずしも休日になるとは限りません））。なお、祝日の日数は、該当する4週間ごとの期間に休日（週休日）として加算されます。

年末年始（12月29日から1月3日）は休日です。

休暇：年次有給休暇・夏季休暇・特別休暇等

④給与等

月額189,800円（令和7年2月1日現在）

通勤手当、時間外勤務手当、住居手当、期末手当、勤勉手当、退職手当（6カ月を超えて勤務した場合に限る。）等の諸手当あり

⑤福利厚生

健康保険 厚生年金保険 雇用保険 労働災害補償制度

\*これらの勤務条件は、改定されることがあります。

4. 応募資格

次の①～③の要件をすべて満たす者

①中国語検定試験2級以上、または同程度の語学力を有する者。

※ただし、外国籍である場合は、業務遂行に必要な日本語能力（日本語能力試験N1レベル）があり、令和7年7月1日時点において、当協会で就労可能な在留資格を有する者に限ります。

②パソコンの基本操作（文書作成及び表計算）ができる者

③次のアからウに該当しない者

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 協会職員、松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 5. 応募方法

履歴書（市販のA4版）及び小論文（「私が考える国際交流の意義」をテーマに日本語で800文字以内 様式は問いません）を、令和7年4月1日（火）までに、直接提出（月曜日を除く9時から17時まで）するか、簡易書留郵便（令和7年4月1日（火）17時までに必着）で送ってください。

※顔写真は、申込前6カ月以内に撮影したもので、上半身、脱帽、正面向き、背景が無地のものとしてください。

## 6. 試験の方法

科目	内容
口述試験	（日本語 約15分）主として人物についての個別面接 （中国語 約15分）中国語の語学力についての個別面接

採用決定後でも、当該試験を受ける資格を欠いていることが明らかになった場合は、採用決定を取り消します。

## 7. 試験の日時等及び合格発表

令和7年4月20日（日）頃松山市内で実施予定。

日時及び場所等の案内は別途通知します。

合格発表は、令和7年5月上旬（予定）で受験者全員に合否を通知します。

## 8. その他

- ①この応募で提出された書類等は、原則、返却できません。
- ②履歴書等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、合格者の個人情報は、人事情報として使用します。
- ③地震等の非常災害の状況等によって、やむを得ず試験日時等を変更する場合は、当協会ホームページ等でお知らせします。
- ④その他質問等がある場合は、当協会まで問い合わせてください。

※窓口や電話での問い合わせ対応は、毎週月曜日（祝日の場合はその翌日以降直近の平日）を除く9時から17時です。

## 9. 提出・問合せ

〒790-0003 松山市三番町六丁目4番地20 コムズ内

公益財団法人 松山国際交流協会 総務課

TEL：089（943）2025 FAX：089（931）2041

E-mail：mail@mic.ehime.jp